

年末ごみ特集

年末年始のごみの持ち込みについて

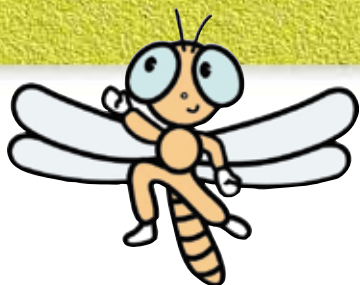
年末年始はごみの持ち込み時間に変則的になりますので、

日時をお確かめのうえ早めの持ち込みをお願いします。

※ごみの直接持ち込み場所などについては、市町村合併前と変わっておりません。

旧市町村ごとに決められたごみ処理施設にお持ち込みください。

※ごみは燃えるごみ、燃えないごみ、資源物など分別して持ってきてください。



1 旧佐賀市にお住まいの方

佐賀市環境センター

佐賀市高木瀬町大字長瀬2369

☎30-2430

注) 搬入時には身分証明書が必要です。

【搬入日時】

日	月	火	水	木	金	土
12/21	22	23	24	25	26	△27
28	29	30	△31	1/1	2	3
4	5	6	7	8	9	△10
11	12	13	14	15	16	△17

○...【搬入時間】8:30~17:00

△...【搬入時間】8:30~12:00

×...休み



2 佐賀市諸富町、三瀬村にお住まいの方

脊振広域クリーンセンター

神崎市脊振町鹿路3362-1

☎51-9010

注) 事前に支所での申請が必要です。

【搬入日時】

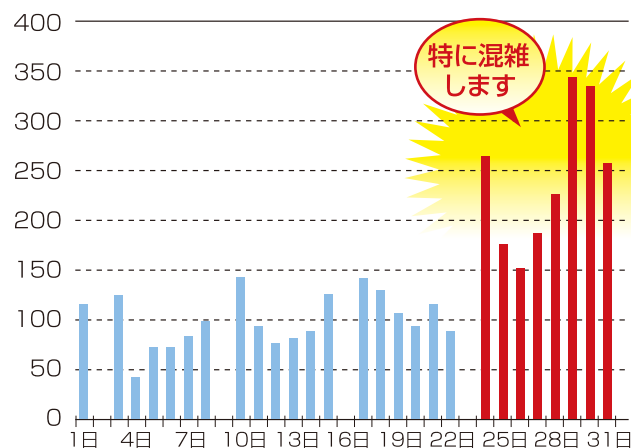
日	月	火	水	木	金	土
12/21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	△31	1/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17

○...【搬入時間】9:00~11:30 13:00~16:30

×...休み

平成19年12月のごみ搬入件数

(件数) (佐賀市環境センター分)



各処理施設に搬入できるごみについては、お住まいの地区のごみカレンダーでご確認ください。

野外焼却(ごみ焼き)はやめましょう!

この季節、年末の大掃除で出たごみなどを燃やされる方もいるようですが、野外焼却は、平成13年4月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、原則禁止となっています。煙は喘息ぜんそくの方などには大きな負担になることがあります。ご家庭でごみを焼却されないようお願いします。

